

平成 25 年 9 月 9 日付けで提出した宗像市職員措置請求書に補足します。

(2) 前記行為の違法・不当の理由

エ.当該弁護士費用は、平成 23 年度宗像市予算書及び平成 24 年度宗像市予算書には計上されておらず、予算外支出である。仮に予備費充用で対応したとしても、平成 24 年（行ウ）第 1 号玄海小学校改築工事公金支出差止請求事件の着手金以外は、その支出までの期間は十分余裕があったのであるから、補正予算案として議会に上程し、議会に諮るべきであったし、少なくとも、市長の責任のもと専決処分とし、後日議会の承認を得るべきであり、ウ.で述べたように、故意に議会への報告を避けたとしか考えられず、この点からも隠ぺい行為が行われたと言える。つまり、予備費充用で対応したことは予備費設定の趣旨に反した違法又は不当な支出である。

事実証明

その 3 平成 23 年度宗像市予算書 訴訟等関係費の箇所

その 4 平成 24 年度宗像市予算書 訴訟等関係費の箇所

請求人

住所 宗像市 [REDACTED] 職業 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]

平成 25 年 9 月 12 日

宗像市監査委員 様



平成23年度

宗像市予算書

宗像市一般会計

宗像市住宅新築資金等貸付事業特別会計

宗像市赤間駅北口整備事業特別会計

宗像市国民健康保険特別会計

宗像市後期高齢者医療特別会計

宗像市介護保険特別会計

宗像市・福津市介護認定審査会特別会計

宗像市渡船事業特別会計

宗像市特定環境保全等下水道事業特別会計

平成24年度

宗像市予算書

- 宗像市一般会計
- 宗像市住宅新築資金等貸付事業特別会計
- 宗像市国民健康保険特別会計
- 宗像市後期高齢者医療特別会計
- 宗像市介護保険特別会計
- 宗像市・福津市介護認定審査会特別会計
- 宗像市市渡船事業特別会計
- 宗像市特定環境保全等下水道事業特別会計

(単位：千円)

(一般管理費)					
	需用費				(5)
	参加負担金				5
	役員費				(7)
	その他損害保険料				7
	委託料				(8,411)
	職員健康診断委託料				8,411
	負担金・補助及び交付金				(163)
	特定健康診査等負担金				163
1.4	雑然費関係費			[総務課]	1,581
	報償費				(105)
	弁當士謝金				105
	委託料				(1,476)
	訴訟事件弁當士委託料				1,476
1.5	宗像地区事務組合負担金(雑会費・総務費)			[総務課]	16,456
	負担金・補助及び交付金				(16,456)
	宗像地区事務組合総務費負担金				15,235
	宗像地区事務組合障会費負担金				1,221
1.6	公共交通整備事業費			[生活安全課]	82,006
	需用費				(1,010)
	消耗品費				10
	印刷製本費				1,000
	役員費				(250)
	通信運搬費				250
	委託料				(12,246)
	市広報紙等随時配送業務委託料				48
	調査委託料				250
	大島地区高齢者等移送支援委託料				1,652

2 総務費 1 総務管理費